

滋賀県における在日外国人支援施策の検討－多言語での情報提供を中心に－

桑原由佳¹ 高嶋愛里² 重野亜久里² 畑下博世¹

(¹ 滋賀医科大学医学部看護学科地域生活看護学講座 ² 多文化共生センターきょうと)

要旨：在日外国人の増加率が全国的に高い滋賀県において、滋賀県の在日外国人支援施策を検討することを目的として、県内の役所、保健センター、国際交流協会に在日外国人からの相談内容、および、多言語での情報提供の状況について質問紙調査を実施した。その結果、1. 在日外国人からの相談内容は様々であったが、役所では、医療・保健・福祉や税金・年金・保険、保健センターでは、母子保健の相談に対応したところが多かった。2. 約8割の役所、保健センター、国際交流協会が多言語の情報提供を行っており、滋賀県では、多言語の情報提供を積極的に行っていた。しかし、情報提供を行っていない地域があることや、保健医療現場での通訳のシステムを充実させていく必要性が明らかとなった。今後は、地域ごとに在日外国人のニーズを調査し、具体的な施策を検討していく必要がある。また、行政区の範囲を超えて、行政、市民団体、保健医療福祉や教育機関、在日外国人が連携して、在日外国人施策を充実させていく必要がある。

キーワード：在日外国人、地域看護、情報提供、多言語

はじめに

1. 在日外国人の増加

日本における外国人登録者数は年々増加し、H16年末で197万3千747人、わが国の総人口の1.55%を占めている。戦前から日本に在住し、特別永住者という資格を持つ韓国/朝鮮国籍の人々は、平成3年をピークに減少を続けている。一方で、1990年の出入国管理および難民認定法改訂により、母国の経済状況の悪さなどから、ブラジル、フィリピン、ペルーなどの南米や中国など東南アジア出身の日系人、いわゆるニューカマーと呼ばれる人々が急増し、年々増加している。

滋賀県外国人登録国籍別人員調査（平成16年末現在）によると、外国員登録者数は前年に比べ8.4%増加し、全国的に見ても、高い伸び率を示している。滋賀県の外国人登録者は、総登録者数27,863人で総人口の2.02%を占め全国平均を上回っている。また、平成元年と比べて、外国人登録者数は3倍以上増加し、特にブラジルやフィリピン、ペルーな

ど日系南米人の割合が増加しており（図1）、現在では外国人登録者の約6割を占めるのが特徴である（図2）。従来は就労目的で単身来日していた日系南米人が、最近では家族連れで長期滞在する傾向にある。また、平成14年5月末の県内の大学等に在学する留学生数は620人で、平成元年の49人に比べ大幅に増加している²⁾。

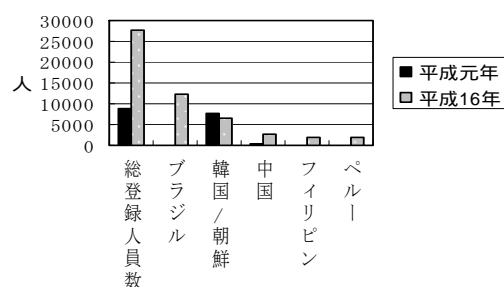


図1 滋賀県における外国人登録者の推移

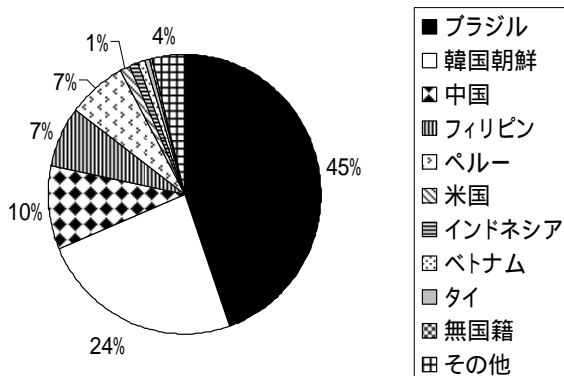


図2 滋賀県の在日外国人登録者の国籍別割合

地域ごとに在日外国人数や出身国籍別割合が異なり、長浜市や湖南市では、推計人口の5～6%を在日外国人が占める。また、ブラジル人などの日系南米人が多い地域に、長浜市、甲賀市、湖南市などがあり、外国人登録者の約6～7割を占めている。反対に大津市では、韓国/朝鮮人が外国人登録者の約6割を占める²⁾。

2. 在日外国人の保健医療問題

定住化した外国人の基本的な人権の保障や保健医療福祉の改善が重要な課題になってきている。在日外国人の保健医療に関する課題としては、「言葉・コミュニケーションの問題」「保険・経済的問題」「保健医療システムの違い」「異文化理解」がある³⁾。また、地域によって、生活する在日外国人の国籍別人口割合が異なり、ニーズも異なるため、地方自治体がそれぞれの地域特性に応じた在日外国人への保健医療サービスを行うことが求められている³⁾。在日外国人の保健医療問題の中でも言葉の問題は大きい。1990年代に急増したニューカマーでは、約7割程度が日本語でのコミュニケーションが十分に出来ないと推計されている⁵⁾。また、日本語の理解が不十分なことに起因する、コミュニケーションの限界や情報不足によって十分な保健医療サービスが受けられないという問題は多くの保健医療関係者や在日外国人支援を行う人々から指摘

されている。前述のように、滋賀県でも定住化する外国人が年々増加しており、このような状況があると考えられる。言葉の問題や情報の不足に対する対策としては、多言語でのパンフレットの作成や通訳の活用によって、在日外国人の理解できる言語で情報を提供していくことが必要である³⁾。

地域看護を実践する上でも、在日外国人が日本人と平等に保健医療福祉のサービスが受けられるように、相談窓口や多言語での情報提供を充実させていく必要がある。

研究目的

在日外国人の増加率が全国的に見ても高い滋賀県において、1. 在日外国人の相談内容、および相談に対する対応の状況、2. 在日外国人の方が異なる国で生活し、保健医療福祉サービスを受けるときに障壁となる言葉の問題や各種の制度などの情報不足に対して、多言語で行われている情報提供の取組みを明らかにし、滋賀県の在日外国人施策を検討することを目的として本研究を行う。

研究方法

本調査は、多文化共生センター・きょうとと協力して実施した。

1. 対象者

滋賀県内の市役所 13 件および県庁（以下役所）、保健センター13 件、国際交流協会 9 件を対象とした。

2. 調査期間

平成 17 年 7 月～9 月であった。

3. 調査方法

質問紙調査(郵送による自記式留置き法)で実施した。

4. 調査内容

在日外国人の相談内容と対応の状況、在日外国人に対する多言語での情報提供について、通訳制度の状況について質問した。

5. 倫理的配慮

対象者に研究目的・方法・期間について書面

で説明し、得られた調査結果についての匿名性、目的以外に使用しないことを合わせて文章化した。また、データの管理は厳重に行った。

6. 分析方法

調査結果は統計パッケージソフト SPSS11.0J for windows を用いて分析した。

7. 用語の定義

本研究において、以下の用語について次のように定義した。

在日外国人:対象の地区に1年以上居住し、日本語を母国語としない外国人。

情報提供:多言語の資料や通訳などを活用し、在日外国人が理解できる言語を用いて、必要とされる情報を伝達すること。

結果

回答があったのは、役所 14 件(回答率 100%)、保健センター9 件(回答率 69.2%)、国際交流協会 4 件 (回答率 44.4%) であった。

1. 役所、保健センターの結果

1. 在日外国人の相談内容と対応の状況

在日外国人からの相談は、役所 11 件 (78.6%)、保健センター8 件 (88.9%) があったと回答した。

相談のあった言語は、役所では、ポルトガル語 11 件 (78.6%)、英語 10 件 (71.4%)、スペイン語 8 件(57.1%)、中国語 3 件(21.4%) でその他の言語の回答はなかった。保健センターでは、ポルトガル語 8 件 (88.9%)、スペイン語 5 件(55.6%)、中国語とタガログ語は、3 件 (33.3%)、英語 2 件 (22.2%)、ロシア語とその他は 1 件 (11.1%) で、その他の言語の回答はなかった(図 3)。

どのような相談内容だったかをみると、役所では、医療・保健・福祉、税金・年金・保険、住居の相談のあったところがいずれも 11 件 (78.6%) であった。ついで、入管(在留手続き等)が 9 件 (64.3%)、労働 8 件 (57.1%) 災害 5 件 (35.7%)、その他が 6 件 (42.9%) であった(図 4)。その他の相談内容として、

弁護士の照会、市民課関係の相談、婚姻、離婚に関すること、保育園・幼稚園の入園など、教育、児童手当、生活保護等の回答があった。しかし、市内に居住する外国人の割合が少ないので、特に相談などに対応したことがない、と回答した役所もあった。

保健センターでは、母子保健に関する相談のあったところが、8 件 (88.9%) で最も多かった。その中でも、予防接種と乳幼児健診についての相談があったところが、8 件 (88.9%) で、ついで、母子健康手帳と家庭訪問が 6 件 (66.7%) となった(図 5)。児童手当、児童扶養手当への支給、乳幼児医療費負担の軽減、母親教室はそれぞれ 1 件 (11.1%) であった。また、地域福祉の相談は、2 件 (22.2%) で、その内訳は、医療費補助のみであり、災害、生活保護の相談に対応したところはなかった。感染症に関する相談のあったところは 1 件 (11.1%) で、その内訳は、結核検診のみであった。障害者福祉、生活習慣、医療保険・国民健康保険・年金の相談に対応したところは、いずれも 1 件 (11.1%) であった。高齢者福祉に関する相談に対応したところはなかった。また、その他の相談は 4 件 (44.4%) があったと回答し、その内容として、がん検診、介護保険、精神保健相談、基本健診等があった。

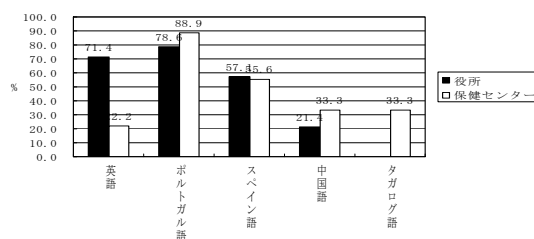


図3 在日外国人から相談のあった言語と対応した役所、保健センターの割合

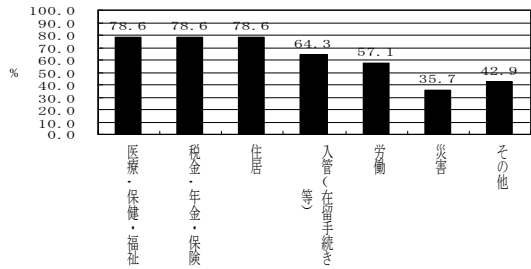


図4 在日外国人からの相談内容と対応した役所の割合

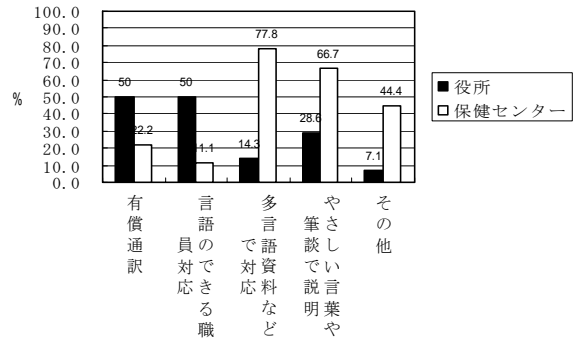


図6 在日外国人の相談に対する対応の状況

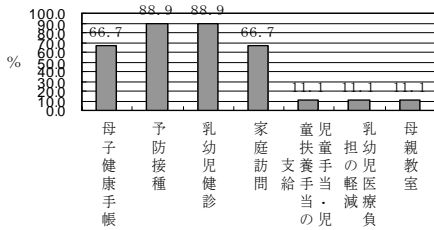


図5 在日外国人からの母子保健に関する相談内容と対応した保健センターの割合

在日外国人からの相談に対して、担当の課や所内で対応したところは、役所 12 件 (85.7%)、保健センター7 件 (77.8%) であった。その内、役所では、有償の通訳を設置して対応している、言語のできる職員が対応しているところが、それぞれ 7 件 (50%) で最も多かった。保健センターでは、多言語資料などで対応をしたところが 7 件 (77.8%) で最も多く、ついで、優しい言葉や筆談で対応した 6 件 (66.7%)、その他が 4 件 (44.4%)、有償の通訳を設置して対応しているが 2 件 (22.2%)、言語のできる職員が対応しているが 1 件 (11.1%) であった(図6)。つづいて、他の機関に相談したところは、役所 3 件 (21.4%)、保健センター2 件 (22.2%) であった。その内、NPO,NGO,ボランティア団体,外国人コミュニティに相談したところ、NPO,NGO,ボランティア団体に通訳を要請したところは、役所では、それぞれ 2 件 (14.3%) であった。他の行政機関に相談したところは、役所で 1 件 (7.1%)、保健センターで 2 件 (22.2%) であった。

2. 在日外国人に対する情報提供について

役所は 11 件(78.6%)、保健センターでは 7 件(77.8%)がしていると回答した(図7)。

その方法は、役所では、多言語のパフレットや冊子を作成しているところが 8 件 (57.1%)、通訳を設置して案内しているが 6 件 (42.9%)、ホームページが 3 件 (21.4%)、その他が 5 件(35.7%)であった。保健センターでは、多言語のパフレットや冊子を作成が 6 件 (66.7%)、ホームページが 1 件 (11.1%)、その他が 1 件 (11.1%) であった (図8)。その他の方法として、パンフレットを派遣会社に送付するなどがあつた。

情報提供の内容は、役所では、医療・保健・福祉の情報を提供しているところが 10 件 (71.4%)、税金・年金・保険が 9 件 (64.3%) であった。ついで、住居 7 件(50%)、災害 6 件(42.9%)、入管(在留手続き等)4 件(28.6%)、労働 3 件(21.4%)、その他 5 件(35.7%)、特にしていない 2 件 (14.3%) となった(図9)。その他の内容として、市の予定、日常生活に必要なこと、ごみの出し方などがあつた。

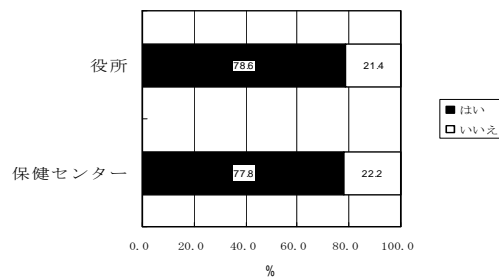


図7 在日外国人への情報提供をしている役所、保健センターの割合

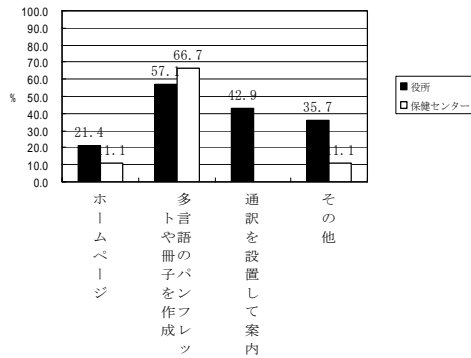


図8 在日外国人に対する情報提供の方法

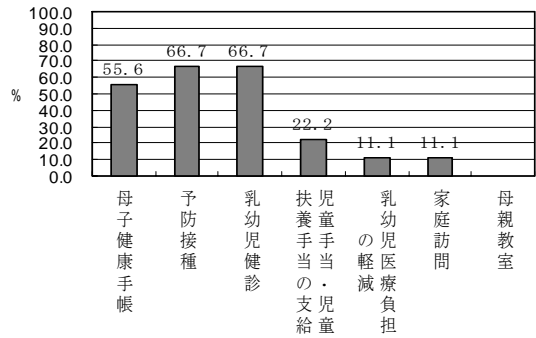


図10 各保健センターが提供する母子保健に関する情報とその割合

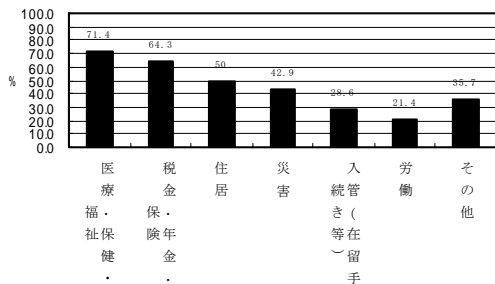


図9 各役所が提供する情報提供の内容とその割合

保健センターでは、母子保健に関する情報提供をしているところが7件(77.8%)で、その内訳は、予防接種、乳幼児健診がそれぞれ6件(66.7%)、母子健康手帳5件(55.6%)、児童手当、児童扶養手当が2件(22.2%)、乳幼児医療負担の軽減が1件(11.1%)、家庭訪問が1件(11.1%)、母親教室はなかった(図10)。

また、障害者福祉、医療保険・国民健康保険・年金はそれぞれ1件(11.1%)、地域福祉は1件(11.1%)で、その内訳は、生活保護1件(11.1%)のみであった。その他の情報提供の内容として、介護保険があった。災害、医療費補助、高齢者福祉、精神保健福祉、感染症(エイズ抗体検査、結核検診)、生活習慣の情報提供をしているところはなかった。

情報提供している言語は、役所では、ポルトガル語が10件(71.4%)と最も多く、ついで、英語9件(64.3%)、スペイン語5件(35.7%)、中国語5件(35.7%)、韓国/朝鮮語2件(14.3%)、タガログ語1件(7.1%)であった。

3. 通訳の状況

通訳を導入しているところは、役所では10件(71.4%)、保健センターでは3件(33.3%)であった。

II. 国際交流協会の結果

1. 在日外国人からの相談内容

国際交流協会では、4件すべてが在日外国人から保健医療に関する相談があったと回答した。また、在日外国人からの通訳派遣依頼は3件(75%)があったと回答した。

2. 在日外国人に対する対応および情報提供

多言語の資料を配布しているところが3件(75%)あり、多言語で対応できる団体を紹介しているところが2件(50%)、相談窓口を設置しているところは3件(75%)あった(図11)。多言語資料の内容は生活ガイド、多言語の間診表1件(25%)があった。多言語で対応できる紹介団体として、民間団体(NPO・NGO・ボランティア団体)、多言語対応の医療機関、国際交流協会があった。また、その他の団体としてMEDICOF滋賀があった。

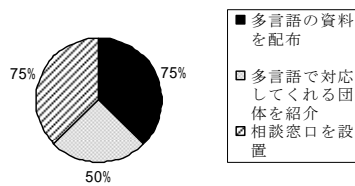


図 11 国際交流協会の在日外国人に対する対応の状況

3. 通訳制度について

通訳者については、ボランティアで対応、団体の職員が対応しているがそれぞれ 1 件（25%）であり、団体内や活動地域で医療通訳制度を構築している、NGO・NPO・ボランティア団体に通訳を要請しているところはなかった。通訳者のレベルチェックについては、実施している団体が 1 件（25%）、していない団体が 3 件（75%）だった。通訳者向けの研修会は、4 件とも実施していなかった。

通訳派遣(同行)の依頼については、医療機関や患者から直接依頼するが、1 件（25%）コーディネーターを介して依頼する、その他はなかった。しかし、通訳依頼の相談はあっても派遣は行っていないため、関係団体または翻訳電話でサポートしているという回答があった。

対応範囲については、病院は 1 件（25%）で、その内容は、外来受診、救急、入院、その他があった。保健センターは 1 件（25%）であった。対応可能な内容については受付・会計、問診、診察、手術、告知、栄養指導、制度説明、入退院の説明に対応していると回答したところが、それぞれ 1 件（25%）であった。

対応している言語は、ポルトガル語、スペイン語がそれぞれ 1 件（25%）であった。

通訳の利用料金については、有料が 1 件（25%）、無料が 1 件（25%）であった。通訳派遣の経費負担については、患者本人が 1 件（25%）のみであり、保健医療機関、行政・自治体、助成金等の財源はなかった。通訳者の報酬については、通訳料を支払っているが

1 件（25%）であった。通訳者の身分保障については、ボランティア保険など通訳業務外について保障しているが 1 件（25%）であった。

考察

1. 在日外国人の相談内容と対応の状況について

在日外国人からの相談に対応した役所、保健センター、国際交流協会の割合は 7 割以上と多く、滋賀県における在日外国人支援の必要性が改めて明らかとなった。言語では、ポルトガル語、スペイン語での相談に対応しているところが多く、ブラジル人やペルー人など南米出身の人々からの相談が多く、外国人登録者数と比例していると考えられる。しかし、役所では、英語での対応も約 7 割と多く、在日外国人の母国語での対応が出来ていない場合もあると考えられる。

役所相談内容をみると、約 8 割の役所で、医療・保健・福祉や税金・年金・保険、住居に関する相談に対応していた。医療・保健・福祉や税金・年金・保険、住居などは、在日外国人の健康や生活に関係するものであるが、母国との制度の違いにより、在日外国人にとっては利用しづらいことが考えられる。また、約 9 割の保健センターが、母子保健に関することに対応していた。中でも予防接種や乳幼児健診に関する相談に対応したところが約 9 割あり、母子健康手帳、家庭訪問に関する相談に対応したところも約 7 割と多かった。南米出身者の年齢構成は、20 歳代から 40 歳代の生産年齢人口が多く、県内で出産や育児を行う南米出身者が増加していると考えられる。よって、それらの人々に対して妊娠、出産、育児、また子どもの成長にともなって、保育、教育まで一貫した支援が求められていると考えられる。国際交流協会では、すべての団体が保健医療についての相談に対応しており、通訳派遣の依頼や多言語対応の医療機関の紹介に対応したことがあると回答したところも

多く、言葉の問題を抱える在日外国人やその対応が困難な保健医療関係者がおり、医療機関の多言語対応能力の向上および多言語で対応できる医療機関の情報提供が求められていると考えられる。

今回の調査では、個々の在日外国人の相談内容については把握できないが、李は在日外国人の健康課題として、在日韓国・朝鮮人については老人保健、近年移住したニューカマーの人々に対しては母子保健と労働衛生、そしてすべての外国人に対して、移住、異文化、マイノリティであることに起因した精神保健の問題があるとしている⁴⁾。

対応の状況では、役所、保健センターでは担当の課や所内で対応したところが約8割であったが、約2割が他の行政機関や、市民団体と連携して対応していた。

滋賀県では、多言語による情報提供の推進や外国人相談窓口の設置、日本語教室への支援などの取り組みを行っており²⁾、外国人対応の必要性を認識していると言える。今後は、在日外国人の様々なニーズに対応できるように、行政機関や保健医療福祉や教育機関、市民団体、行政書司などとの連携体制を充実させる必要がある。さらに、相談窓口を訪れられない在日外国人への支援も検討していく必要がある。そのためには、地域ごとに在日外国人の生活や健康、意識に関する調査を行って、実態を把握し、地域の在日外国人のニーズに応じた施策を行う必要がある。また、行政区の範囲にこだわらず、在日外国人の問題やそれを解決するための取り組みを共有し、施策を充実させていく必要がある。

在日外国人の保健医療問題の背景を一概に述べることは出来ないが、その一つに母国語での日本の保健医療福祉制度の情報が不足していることがある。よって、各自治体で、日本やその地域における保健医療福祉制度に関する十分な情報提供が求められている³⁾。続いて滋賀県における情報提供の状況を考察す

る。

2. 滋賀県の在日外国人に対する情報提供の状況

約8割の役所、保健センター、国際交流協会が、情報提供を行っていると回答した。役所では、情報提供している言語もポルトガル語やスペイン語、英語など、在日外国人の理解できる言語を使用するようにしていると考えられる。情報提供の内容では、約7割の役所で、医療・保健・福祉に関する情報、約8割の保健センターで、母子保健に関する情報が提供されていた。一方で、労働に関する情報を提供している役所は約2割と少なく、保健センターでは、保険年金制度、成人や老人保健に関する情報を提供しているところは、1割以下と少なかった。滋賀県では、生産年齢人口が多いニューカマーの割合が高く、多言語での情報提供は、ニューカマーに対応した内容が多くなっていると言える。一方で、高齢化の進むオールドカマーの人は、日本での滞在期間が長く、日本語の理解も十分であることが多いため、日本人と同様に情報が提供されていると考えられる。

滋賀県では、多言語での情報提供の取り組みを推進しており、各地域でも取り組んでいると考えられる。しかし、情報提供を行っていないところもある。また、情報提供の内容については、在日外国人から相談のあった内容について情報提供されていない地域もあった。このような地域格差をなくしていくことが課題であるといえる。

地域による情報提供の格差の原因として、情報提供を行っていない地域の外国人登録者数の割合は、情報提供を行っている地域に比べ少ないことや財政的な問題が考えられる。このような地域格差を軽減する方法として、財団法人滋賀県国際交流協会から発行されている「みみタロウ」や、滋賀県国際課が発行している、多言語でのガイドブック(生活編、労働編、警察編)のような情報誌を各地域が

積極的に利用して行くことも有効であると考えられる。

また、在日外国人の必要とする情報を提供するためにも、在日外国人に情報誌の作成に参加してもらうことや地域ごとに在日外国人の生活や意識について実態を把握し、情報提供の内容に反映させていくことで、情報提供の内容を充実させることが出来ると考えられる。

情報提供の方法では、多言語のパンフレットなどを作成していると回答した役所、保健センターは約6割あったが、通訳を設置して案内するというような積極的な情報提供を行うところは、役所は半数以下で、保健センターではなかった。しかし、必要な情報を確実に届けていくためには、パンフレットなどを作成するだけでなく、より積極的な情報提供が必要である。例えば、役所に外国人登録に訪れる人に対して、働く人であれば、労働基準法や各種保険制度や労働相談窓口の案内をする、健康保険の加入の有無の確認と加入の促進、子どもがいる人に対しては、児童手当の案内や転入学の手続きについての説明、乳幼児がいる人には、多言語の母子健康手帳や健康診断や予防接種についての説明、また、緊急の場合の連絡先や日常生活について、言葉の問題には、日本語教室や通訳サービスがどこで受けられるのか、国際交流協会や市民団体の紹介などの周辺情報を提供していくことが必要であろう⁶⁾。保健センターでも、妊婦には、母子健康手帳の交付の際など妊娠初期から、母子保健サービスの全体像について説明することや、成人には、各種の検診の啓発などを行っていく必要があると考えられる。

情報は必要な在日外国人に届き、活用されなければ意味を成さない。今回の調査で情報提供を特に行っていない地域があることや、検診の情報がなく病気の発見が手遅れになったり⁷⁾、保険制度に関する情報不足から保険未加入の在日外国人がいるという報告⁹⁾もあ

るように、情報が届かないことで、健康を害する在日外国人がいるという現状もある。このことから、在日外国人だけでなく、在日外国人の支援を行う担当者、在日外国人を雇用する会社、医療機関などにも、在日外国人に適応される各種の保健医療福祉制度を周知していく必要があると考えられる。

また、情報提供の内容や方法においても、地域の在日外国人の実情に応じたものにすると共に、地域同士で取り組みを共有し、より充実した情報提供のあり方を検討していく必要がある。

多言語でのパンフレットなどの充実は重要であるが、日本語でのコミュニケーションに限界のある在日外国人の個々のニーズに十分に対応した情報を提供していくためには、母国語で十分なコミュニケーションを図れる通訳の存在が必要になると考えられる。役所の窓口での対応だけでなく、保健医療現場において、保健医療関係者と患者の十分なコミュニケーションは必要不可欠であり、保健医療通訳の必要性が大きいことが指摘されている^{3) 8)}。

続いて、滋賀県の役所、保健センター、国際交流協会の行う通訳の状況について考察する。

3、滋賀県の通訳の状況

役所の7割が有償通訳を設置しており、在日外国人に対する相談窓口が充実しているといえる。一方で、保健センターでは通訳の設置率は約3割と低く、在日外国人に対しては、多言語での資料などを使用して対応した割合が高い。また、国際交流協会では、活動地域で通訳制度を構築していると回答したところはなく、研修やレベルチェックなどの通訳の養成体制も十分ではなかった。

滋賀県では、ポルトガル語やスペイン語での診療が可能な病院は少数であり、多くの保健医療機関では、多言語での問診表などを活用し対応している⁷⁾。しかし、ニューカマー

の人々が、出産や育児をする場合、緊急の診療が必要になる場合、精神面での十分なカウンセリングが必要な場合などは、母国語で十分なコミュニケーションが図れる通訳が必要となることが考えられる。保健医療現場での通訳には、専門用語の理解や医療保健の基本的な知識、患者に対するカウンセリング技術などが求められ、専門的な通訳者を養成していく事の必要性が指摘されている³⁾⁸⁾。しかし、日本では全国的な保健医療通訳制度は構築されておらず、各自治体、企業、NPO等の市民団体、保健医療関係者、日本語の出来る在日外国人などがボランティアベースで対応しているのが現状である。滋賀県においてもそのような状況があると考えられる。

財団法人滋賀県国際協会では、医療通訳の資質の向上のために、通訳研修プログラムを実施するとしている¹⁰⁾。このような養成体制を充実させ保健医療現場での通訳の質を向上させていく必要がある。

また、今後は、在日外国人が必用な時に、安心して利用できるような通訳制度のあり方について検討していく必要がある。そのためには、行政や保健医療機関、市民団体、在日外国人が連携する必要がある。

結論

在日外国人の増加率が全国的に高い滋賀県において、滋賀県の在日外国人支援施策を検討することを目的として、県内の役所、保健センター、国際交流協会に対して、在日外国人からの相談内容、および、多言語での情報提供の状況について質問紙調査を実施した。その結果、1. 地域によって在日外国人からの相談内容は様々で、異なるものもあったが、医療・保健・福祉や税金・年金・保険に対する相談に対応した役所が多く、保健センターでは、母子保健に関する相談に対応したところが多かった。2. 約8割の役所、保健センター、国際交流協会が多言語の情報提供を行っており、役所では、保険・医療・福祉に関すること、

保健センターでは、母子保健を中心に行われていた。このことから、滋賀県では、多言語の情報提供を積極的に行っていると考えられる。しかし、情報提供を行っていない地域があることや、保健医療現場での通訳のシステムを充実させていく必要性が明らかとなった。今後は、地域ごとに在日外国人のニーズを調査し、具体的な施策を検討していくことが必要である。また、行政区の範囲を超えて、行政、市民団体、保健医療福祉や教育機関、在日外国人が連携して、在日外国人施策を充実させていく必要がある。

本研究の限界と今後の展望

国際交流協会の回答率は44%と低く、また、そのほかの市民団体について調査できていないため、全体の在日外国人に対する支援施策を把握できていないと考えられる。また、在日外国人の具体的なニーズについて、および地域における具体的な情報提供の方法や内容を把握できていない。

今後の展望としては、地域ごとに在日外国人の生活や意識の実態に応じた情報ニーズを調査し、より具体的な情報提供の内容や方法を検討していく必要がある。

おわりに

定住化する在日外国人の増加に伴い、保健医療の現場で、彼らと接する機会が多くなると考えられる。しかし、偏見差別、法や制度の限界や無理解によって、在日外国人の方が、十分な保健医療福祉のサービスを受けないという実態もある。

保健医療従事者として、在日外国人に対する医療・保健・福祉に関する社会保障制度の知識を持ち、多言語の資料や通訳を有効に活用して情報を提供していくと共に、行政や在日外国人支援を行う市民団体と連携して、在日外国人の施策を充実させていく役割がある。

文献

1) 入国管理局統計「平成16年末における外国人登録者統計について」

<http://www.moj.go.jp/PRESS/050617-1/050617-1-1.pdf>

2) 滋賀県国際課ホームページ

<http://www.pref.shiga.jp/b/kokusai/taikou/>

図 1、2 は平成元年及び平成 16 年度滋賀県外国人登録者数（参照 URL「<http://www.pref.shiga.jp/b/kokusai/kakusyutoukei.htm>」）より筆者作成。地域ごとの外国人登録者や国籍別割合は、平成 16 年度滋賀県外国人登録数及び市町村の人口(参照 URL

「<http://www.pref.shiga.jp/date/population/renew/nenpo/gaiyo.pdf>」）より筆者作成。

3) 中村安秀「外国人の健康と保健医療問題」地域保健、34 巻、11 号 p 7-11

4) 李節子「在日外国人の保健医療」国際保健医療第 18 巻 1 号 p 7

5) 株式会社 KDDI 総研「在日外国人医療におけるコミュニケーションギャップの現状調査と改善策の研究調査報告書」H16 年 3 月 p 116

6) 江橋崇編著「外国人は住民です」学陽書房、1993 p 40-41

7) 財団法人滋賀県国際協会機関紙「レイク」日本語版、2003、53 号 p 2-3

8) 伊藤美保、中村安秀、小林敦子「在日外国人の母子保健における通訳の役割」小児保健研究 63 (2) 2004 ; 249

9) 前掲書 5) p95

10) 前掲書 8) 2005No59 p 3

11) 富岡公子ら「滋賀県における在留外国人の医療問題」滋賀医学 23 巻(1 号)2000 p 76

